

定例会初日の委員長報告について

(現 状)

飯塚市議会においては、閉会中の継続審査として、調査終了まで付託している調査事件について、その審査した内容を、次の定例会初日に、委員長報告をした後、質疑を受け、さらに継続審査とすることを諮るため討論を用いて採決している。

(問題点)

- 1 会議規則では、審査を終わっていない継続審査案件の審査内容を本会議で報告する必要がある場合は、会議規則第43条による中間報告となっている。
- 2 調査終了までと付託したものは、調査終了まで、委員会が審査してよいということなので、毎会期の本会議でその都度継続審査を諮る必要はない。
- 3 仮に、本会議初日に継続審査と議決すると、その会期中に急きょ委員会で当該調査事件を審査する必要がある場合に、その審査を妨げてしまう。

(変更案)

- ① 閉会中の継続審査事件の審査内容を本会議で報告する必要がある場合は中間報告の取り扱いとする。
- ② 中間報告に対しては質疑のみを受け、継続審査とするかどうかをあらためて諮らない。

【用語の説明】

委員長報告：委員会に付託された事件が議決されたときに、本会議で報告をするもので、本会議では、委員長報告ののち質疑、討論、採決をし、議決となる。

中間報告：委員会に付託した継続審査事件について、審査途中経過の内容を本会議で報告するもの。本会議では、中間報告ののち、疑義があれば質疑を受ける。なお、案件は審査途中であるため、表決の対象とならず表決の前提となる討論の余地はない。